

## 議案第190号

### 指定管理者の指定について

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成22年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市南区大谷場2丁目6番25号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
さいたま市中央区本町東3丁目5番43号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
さいたま市中央区上峰2丁目3番5号	さいたま市上峰コミュニティホール
さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号	さいたま市西与野コミュニティホール
さいたま市中央区大字下落合1712番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
さいたま市浦和区東高砂町11番1号	さいたま市浦和コミュニティセンター

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

#### 3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで